

京都市教育委員会教育長訓令甲第1号

事務局

学 校

幼稚園

京都市立学校幼稚園要休養職員取扱規程の一部を次のように改正する。

平成22年12月8日

京都市教育委員会

教育長 高桑三男

第2条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第1号中「結核性呼吸器病」を「結核性疾患」に改め、同条第2号中「結核性呼吸器病」を「結核性疾患」に改め、「並びに小学校」及び「中学校に勤務する」を削る。

第3条第1項中「任命」を「任命し、」に改め、同条第2項中「財団法人結核予防会」を「公益財団法人結核予防会」に改め、同条第3項中「統轄し」を「統括し」に、「委員会」を「審査委員会」に改め、同条第7項中「指揮」を「命」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)